中學 修身教科書

巻四

375.9
Ya13
資料室

Inches
Centimetres
KODAK Color Control Patches
© The Tiffen Company, 2000
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
Kodak
LICENSED PRODUCT

40417
教科書文庫
4
110
41-1902
200030
2182

資料室

32579
Y213

明治三十五年一月廿八日
文部省檢定濟
中學校修身科教科用

大學圖書之印

文學博士中嶋力造校閲
文學士山邉知春編著

中學 修身教科書

東京
大日本圖書株式會社

広島大学 教 22334 図書

中學 修身教科書

卷四目次

第一 所屬團體に對する道

第一課 團體の種類 一
第二課 公共心 四
第三課 責任 六
第四課 秩序に關する本務 九
第五課 安寧に關する本務其一 十二
第六課 安寧に關する本務其二 十五
第七課 公共物に對する注意 十九

第八課　國體の繁榮に關する本務　二十二
第九課　公職　二十五
第十課　其他の本務　二十八

第二　國家に對する道

第十一課　國家　三十二
第十二課　國民の資格　三十六
第十三課　國家の目的　三十八
第十四課　國體　四十二
第十五課　尊皇　四十五
第十六課　愛國　四十八
第十七課　統治權　五十二
第十八課　政體　五十四
第十九課　立法　五十七
第二十課　行政　五十九
第二十一課　司法　六十二
第二十二課　國家に對する本務、其一(服從)　六十五
第二十三課　國家に對する本務、其二(納稅)　六十八
第二十四課　國家に對する本務、其三(兵役)　七十一
第二十五課　國家に對する本務、其四(敎育及び其他の本務)　七十四

第三　國際の道義

第二十六課　國家と他の國家との關係　七十七
第二十七課　和親　八十
第二十八課　通商　八十三
第二十九課　戰爭　八十六
第三十課　歸結　九十

廣島大學圖書之印

中學 修身教科書 卷四

文學博士 ドクトル、オブ、フィロソフィー　中島力造校閲
文學士　山邊知春編纂

第一　所屬團體に對する道

第一課　團體の種類

人ハ社交的動物ナリ

古人いへることあり、人は社交的動物なりと。實に、人は其身體の構造より之を見るも、將た精神上の必要より考ふるも、同類と離れて生活し得べきものにあらず。若し孤獨にして他の動物と競爭せん

社會

か、忽ちにして其呑噬を免れざるべく、幸にして其爪牙を免るゝも、凍餒飢餓に陷るを避け得ざるべし。且つ苦樂を共にする家族もなく、言語を交ふる友もなからんか、吾人は到底其生を樂しむこと能はざるべし。此に於てか、生活を保全し、精神上の滿足を得んが爲には、必ず集合して團體を形成せざるべからず。此團體を名づけて社會といふ。即ち社會とは、人が其自然の性情と物質上の必要とより、相結合せるものにして、之には大小廣狹の差等夥しく、大は以て人類全體より、小は以て一家族に至るまで、皆しか稱せらるゝなり。此等の社會は、人の便宜上集合して形成せしものなりと雖も、熟ら之を考ふれば、更に親密なる關係あり。即ち太古社會の原始の狀態は暫く之を論ぜず、現今に於ては、個人は其出生の初より既に社會の保護によりて生活し、其思想も社會の影響を受くるものなれば、社會と個人とは、猶親子の如き關係を有するものといふべし。

社會ト個人トノ關係

吾人は、此等の團體とは離るべからざる關係を有すれども、其間自ら親疎の別なきにあらず。家族の

如き、一町一村の如き、一郷一郡の如き、又一國の如きは、固より人類と稱する團體に比すれば、一層親密なるものといはざるべからず。而して又此等團體の中に就きて、家族及び國家は、特殊の關係を有するが故に、別に之を論ずべく、又人類と稱する團體は、此に所謂所屬團體なるものを包括する一大結合なれば、是れ亦此篇に於て論ずる限にあらざるなり。

此等の團體の他に、吾人が任意に結合する所の團體あり。例へば其職業を同じくするものゝ間に結合する組合の如き、或は所信を同じくするものゝ間に形成する宗派、政黨學會の如き、或は身分階級を同じくするものゝ結合する倶樂部の如き、其他共同の目的を以て結合し提携するものゝ一々枚擧に遑あらず。

之を要するに、通常社會と稱する團體は、人々が其住する土地の接近せるが爲に共同の利害を感じ、之によりて其結合を鞏固にするものといふべく、單に團體と稱するものは、何等か共同の目的、若しくは性質を有するが爲に利害を同じくし、之によ

りて結合するものといふべし。

團結を生ずる原因の何れなるを問はず、團體既に成るときは團體と其成員とは常に同一の運命を有するものなり。即ち團體の繁榮は、其成員の繁榮によりて得らるべく、團體の衰亡は、直ちに其成員の不幸を來すに至る。故に人は必ず其所屬團體の安寧を計り、其繁榮を企圖せざるべからず。是れ團體に對する本務の生ずる所以なり。

團體と個人との關係如何

團體の種類を示せ

第二課　公共心

吾人ノ欲望

團體と其成員との關係は、前にも述べし如く親密なるものにして、一個人の利害休戚は、其所屬團體の盛衰に關するものといふべし。然りと雖も、人は皆自由の意志を有し、種々の欲望を有するものなれば、一方には團體を結合する傾向を有すると同時に、又一方には之と分離せんとする傾向なきにしもあらず。吾人の有する欲望の主要なるものを

擧ぐれば財產に對する欲名譽に對する欲及び權力に對する欲等なり、一個人の財產は所屬團體の發展によりて之を增加し得べしと雖も社會に於ける富の總量には限定あり而して各個人の之を需むる欲望は殆んど際限なきものなれば社會は同時に總ての人の欲望を滿たすこと能はず殊に人に勝りたる權力を得んとする欲は到底總ての人の同時に滿足し得べからざること明白なり。惟り名譽は他の二者に比すれば寧ろ多數の人を同時に滿足せしむることを得べしと雖もこれ亦決して制限なきものといふべからず蓋し名譽の尊重せらるゝ所以は人に卓越せる點にあるが故に凡人皆同一の程度にあるときは名譽として尊まるゝ所なし、されば人若し此等の欲望に驅られて相凌駕せんとするに至らば團體によりて自己の慾望を充すこと多きときのみ之に結合し、一旦利害の衝突することあらば直ちに分離するの結果を生ずる恐あり從つて團體の結合は到底鞏固なることを得ざるべし固より目前の利害の爲に團體の成立を危くするは結局自己の損失に歸す

公共心ノ必要

るものなれども、先見の明なきものは、往々此理を考へず。是故に、人は大に公共の心を養ひ、公衆の利益の爲に自己の欲望を制限し、己一身の滿足を望むべからず。

共同心

自己の欲望を制限し、公益を計らんとする精神は、團體の繁榮を來すに必要なること固より明白なりと雖も、之を助くるに共同の精神を以てせざれば、其目的を達すること能はず。若し此精神なきときは、完全なる團體を形成すること能はざるは勿論、各個人が公益の爲にせんとるす熱心も空しく

團體ノ成員ノ注意スベキコト

水泡に歸すべし。蓋し、吾人の力は孤立しては甚微弱なるものなれば、假令公衆の爲に盡さんとすることあるも、獨力にして大事業は成しがたし。且つ、共同の精神なくんば、同一の目的の爲に行動する人々も、各々其方針を異にし、因つて相互の間に衝突を起し、却つて團體の不利益を招くことあり。斯く共同の精神は團體の成員に缺くべからざるものなるが故に、人は一旦共同を約し、或る事業に從事するに當たりては、重大なる事情あるにあらざれば、其約を破り、其團體を脫する等の行爲あるべ

からず。一時の感情或は一身の利害得失等の爲に約束に背くは、許すべからざる罪惡なりと知るべし。

吾人の欲望と團體の繁榮との關係如何
公共心の必要を說け
共同の精神と獨立心との關係如何

第三課　責任

團體の結合を鞏固ならしめ以て其目的を達せんには、各人の公共心を必要とするは前に述べたる所なり。而して此公共心と共に各個人の忘るべからざるは、自己の責任を重んずる精神是れなり。抑も公共心と、責任を重んずる精神とは、表裏の關係を有し、互に相俟つものなれば、眞正の共同は責任を重んずる人々の間にのみ成立し得るなり。

自己ノ責任ヲ重ンズル精神

人は高等なる精神作用を有し、自己の欲する所に從つて行爲を決定し、他人の干渉を容れざるものなれば、其行爲の結果善良なれば其功を自己に歸すべく、其結果善良ならざれば、自ら其罪を負ひ適

責任

當の方法を以て其過を謝し、或は其因つて生じたる損害を償はざるべからず。之を責任といふ。個人と個人との間に於て、此種の責任を重んぜざるべからざるは、前に述べたる所にして最も明白なる事なり。吾人は、已に我と同一なる個人に對して責任を負ふの正理なるを認めなば、個人の集合たる團體に對しても之を負はざるべからざるは復言を待たず。

團體ノ制裁ヲ生ズル所以

然れども、共同の團體に於ては、各個人の活動の影響する範圍廣くなると共に、其限界大に漠然たる觀を呈す。故に、個人に對する場合に比すれば、往々責任の歸すべき所明白ならざることあり。從つて公共心に乏しきものは、或は之に乘じて自己の責任を放擲し、團體の利害を顧みざるものなきにあらず。若し團體の成員にして各其責任を逃避し、團體の名稱の下に其過を塗抹し去らば、何を以て團體の成立を保つことを得んや。是れ團體の制裁ある所以なり。而して、其制裁には直接なるあり、或は間接なるあり。團體の共同の意志によりて、其個人を團體以外に放逐し、若しくは其罪を償はしむる

が如きは、直接の制裁なり。責任を重んぜざる者が、自ら他人の信用を失ひ、將來其團體の中に勢力を失ふに至るは、間接の制裁なり。此等の制裁は、團體の結合鞏固なるに從ひ益々能く行はるゝものにして、文明の社會にありては、其勢力極めて顯著なり。然れども通常の場合にありては、此制裁は法律上の制裁の如く直接ならざるが爲に、往々之を顧みざるものなきあらず。吾人は一方に於て、益、此種の制裁を有力ならしめ、以て責任を免るゝものを懲らして團體の鞏固を計り、一方に於ては、責任を重んずる精神を養成して、文明社會の一員たるに恥ぢざるを期すること肝要なり。されば人は、假ひ些細なる事なりとも、一旦口外したる言語、及び自己の意志より出でたる行爲につきては、常に其責に任じ功過を負ふ覺悟を有せざるべからず。

吾人が責任を重んぜざるべからざる理由を述べよ
公共團體に對して往々無責任の行はるゝ所以如何
責任を盡すとは如何なることをいふか
自殺辭任等は責任を盡す道なるか之を評せよ

第四課　秩序に關する本務

前に述べし如く、社會には種々の團體あり。或は人類の性質として自然に組成せらるゝものあり、或は若干の人の合意によりて成立するものあり。從つて、其範圍も、明確なるものと、漠然たるものとあり。又其結合の力も、鞏固なるものと、然らざるものとあり。然れども、已に團體として成立するものは、皆必ず一定の目的を有し、之に屬する各個人の安

社會ノ發達ト個人ノ幸福ノ增進

寧幸福を計るにあらざるはなし。世の文明に進む一現象は、此團體の發達にして、吾人の幸福の度は之によりて增進せらるゝなり。吾人の今日の生活の有様を以て祖先の生活の有様に比する時は、著く其趣を異にし、祖先の曾て得ざりし幸福も吾人が容易に享受し得るに至りし所以は、主として社會團體の發達によるといふべし。

子孫ノ幸福

故に、吾人は益々團體の發達を計り、自己の幸福を增進すると共に、子孫の幸福を計らざるべからず。

團體の成立を確實にし、其發達を計るにつきて最

秩序

社會ノ規則及ビ習慣

も必要なるものは、其秩序を重んずること是れなり。團體には必ず一定の規則あり。假令成文の規則なしとするも、其社會に行はるゝ習慣あり。而して此等の規則習慣よく行はれ團體の秩序整然たるにあらざれば、團體は充分の活動をなすこと能はず。而して一般の幸福は、團體の活動の澁滯によりて減却するを免れざるなり。團體の規則習慣は、元來之を形成する各個人の合同の意志の發表といふべく、而して此規則習慣を實行することも、亦各人の意志に外ならず。故に、此規則に反し習慣を毀る者は、自家撞着の行をなすものといはざるべからず。更に之を一方より見れば、他人に對する信義を重んぜざるものとして、其責を免るゝを得ざるなり。

然れども、此等の規則習慣の如きものは、變更を許さゞる性質のものにはあらず。蓋し社會の規則習慣は、猶身體の衣服の如し。身體成長すれば、衣服も亦之を改めざるべからず。團體も發達するに從つて、其規則習慣を改良するの必要を生ず。但し之を變更するには、自ら適當の時期と、適當の方法とあ

規則及ビ習慣ノ改良

り。若し變更し得べきものなりとの理由を以て、各人濫りに之を變改せば、團體は到底其成立を保つことを得ざるなり。加之規則は、相當の手續を經ば直ちに之を改正することを得べけれども、習慣は、一朝一夕に改むべきものにあらず。又直ちに改め得べきものにもあらざるなり。蓋し習慣なるものは、長年月の間に發達し來りしものなれば、一朝之を打破するときは、甚しき弊害を生ずることなしとせず。故に之を改革せんと欲せば、先づ己れの意見を發表し廣く經驗ある人の同意を求め、而して後徐々に是れが改良を計るを宜しとす。是れ最も注意を要する點なり。且つ教育ある人は常に注意して團體の良習慣を養成し弊習を去り、以て一般の幸福を計るべきは勿論なりと雖も、亦古來の美風を維持するも其任なるを忘るべからず。之を要するに、規則習慣等は、假令多少不備不便の點ありとも、適當なる方法によりて改正せらるゝまでは、善く之を守り、其不備を補ひ、其弊を除くを務むべし。規則の不備を口實とし、又は外部の制裁の薄弱なるに乘じて、不德を行ふが如きは、文明社會の人

民たる資格なきを表するものにして、最も賤しむべき事といはざるべからず。

社會に秩序なきときは如何なる結果を生ずるか
規則及び習慣の重んぜざるべからざる理由及び其改良につき注意すべきことを述べよ

第五課　安寧に關する本務　其一

吾人は前章に於て自己の生命財産の安固を計ると共に他人の安全を計る本務あることを述べた

團體ノ安寧

り。果して然らば、更に多數の人の集合たる一團體の安寧を計ることの必要なるは、言を俟たずして明かなり。特に團體と個人との關係益密接となり、團體の安寧は、個人の幸福の根本たるに於ては、愈團體の爲に盡す所なかるべからず。夫の團體の秩序を重んじ、規則習慣を守るも畢竟其安寧に關すること多きによるのみ。

團體ノ安寧ヲ計ルガ爲ニ盡スベキ本務

團體の安寧を計らんが爲には、種々の設備を要することあり。例へば團體の整理の爲に特別の機關を設け、役員を置きて規則の勵行を促がし、或は公

安を害するものを拒ぐが如き、或は天災地變等不慮の事變によりて生ずる損害に備ふる準備をなし、或は團體共同の運動を敏活ならしむるが爲に之が設備をなすが如し。而して斯る設備をなすが爲には、團體の各個人は、或は公職を分擔し、或は金員を醵出して其費を補ふ等の事をなさゞるべからず。而して自ら公職に就き、若しくは公職に就く人を選擧する場合の如きは、最も公平に團體の利益幸福を考へ、自己一身の利害得失を念頭に置くべからず。若し自己の利益の爲に公職を濫用し、若しくは公職を人に與ふるが如きは、團體を方便として私利を營むものなれば、其罪決して少々にあらざるなり。從つて選擧權を有するものが、自己の權利を放棄し、若しくは他人の勸誘强迫等の爲に其意を枉ぐる等も、團體に對して不忠實の罪を免れず。故にかゝる場合には殊に確固たる意見と、斷乎たる意志とを以て事に臨まざるべからず。然るに、自己に直接の關係なきが爲に選擧を等閑に付して、不能者を擧げ、奸黠の徒を薦め、終に團體の不幸を招くに至ることあるは、往々目擊する所なり。

不能者ヲシテ公職ヲ帶バシムルハ選擧者ノ罪ナリ

實に、不能者にして公職を帶び、或は團體を利用して曲庇を行ふ者の許すべからざるは勿論なれども、此等の徒を其職に任じたる者も亦其責なしとせざるなり。

公費

金員を醵出する場合の如きは、或は平等に出すことあり、或は貧富の度に應じて差等あることあり。平等の額を出す場合には、不德の行はるゝこと少きも、貧富の度によりて區別する場合には、往々卑劣なる罪惡の行はるゝことなしとせず。即ち自己の財産を隱匿し、收入を僞る等是れなり。此等は、既に己を欺き、他人を欺く行爲なれば、一の罪惡として明白なる上に更に規約を重んぜざる罪と團體に對して自己の本分を怠る罪とを加ふるものなり。自ら社會に拂ふべきものを拂はずして、而も其力に依賴するは、間接に他人の所有を盜むものにあらずして何ぞや。世人動もすれば、此明白の理を辨ぜず、拂ふべきものを拂はずして、受くべからざる利益を受けんとし、之を見て猶正當の利益の如く思惟するものあり。其賤劣なること實に愍むに堪へたりといふべし。

團體の安寧を計るは吾人の本務なる理由如何
公職を帶ぶる者の注意すべきことを述べよ
選擧者の心得を述べよ
公費分擔の際に生ずる不德を批評せよ

第六課　安寧に關する本務　其二

團體ノ安寧ニ對スル間接ノ本務

團體の安寧を維持するが爲に必要なる直接の本務は、之を前課に述べたり。此他尚ほ團體に影響する德義少からず。此等は、皆自己若しくは他人に對する本務を遂行する結果として生ずるものなれば、寧ろ團體に對する間接の本務と稱するを至當とす。然れども、其必要の度に至りては、決して前者に讓るものにあらざるなり。

團體ノ安寧ヲ害スル行爲

團體ノ名譽及ビ信用

團體の安寧を害する行爲の種類を擧ぐれば、團體の名譽に關するもの、其信用に關するもの、及び直接に危害を與ふるものゝ三となすべし。團體は、元來無形のものにして個人とは異なれども、其責任を負ひ、名譽を有し、信用を受くる點に於ては、個人と全く異なるなし。現に吾人が某町村の責任とい

ひ、某學校の名譽と唱へ、某組合の信用といふ如く、既に團體にも名譽及び信用ありとせば團體は之を有するによりて利益を得、之を失ふによりて損害を生ずること明かなり。殊に團體の利害は、直ちに之を形成する個人に其影響を及ぼすものなれば、吾人は團體の名譽信用の爲に盡す所なかるべからざるなり。

團體の名譽信用を毀損するは、主として一個人が己の名譽信用を失ふ行爲によりて生ずるなり。團體の勢力今日の如く盛ならず、各個人皆孤獨的生

個人ノ名譽ト團體ノ名譽トノ關係

活を營みし時代にありては、一個人の不德は一個人の名譽信用を失ふに止まり、損害を他人に及ぼすこと少かりしも、現今に於ては然らず。蓋し古代は、自我の範圍、一身一家に止まりしも、社會の進步するに從ひ、漸次擴張して各種の所屬團體と運命を共にするに至れるなり。故に若し一人不德を行ふものあれば、世人は單に彼を擯斥するのみならず、必ず其所屬團體をも非難すべし。されば、一個人の不德は二重の罪惡を犯すものにして、而も團體及び之に屬する他の成員に損害を及ぼすものな

れば、一身の名譽と信用とは、決して輕々に看過すべからざるなり。

團體ノ危害

名譽及び信用を重んずると同じく、吾人の注意を要するは、自己の過失によりて團體の成員に危害を與ふるを避くること是れなり。此種に屬するものは身體に關する危害、及び財産に關する危害なり。身體に關するものは、主として衞生上の事に關し、財産に關するものは主に火災等なり。

火災

火災の如きは、自己の損害と共に、直接に他人の損害を來すものなれば、各人互に警戒すること嚴ならざるべからず。

衞生

又衞生上の事は、其結果直接ならざるが爲に、往々輕忽に看過せらるゝことなきにあらざれども、人類の生命に關するものなれば殊に注意を要するなり。世人一般に衞生上の智識に富み、公衆衞生の重んずべきことを知るに至らば、此種の不德は漸々消滅すべし。現今に於ては、未だ其思想普及せざるが故に、衞生を重んぜざる事の不德なるをだに知らざるもの少からず。交通頻繁にして家屋相連なる市街に住するもの、若し衞生上の注意を怠り、傳染性の疾患に罹ることあらば、其災害の

及ぶ所決して少々にあらざるなり。財産を烏有に歸するを恐れて火災を愼む必要あらば、衞生を重んずるは更に必要なり。若し不幸にして傳染性の疾病に罹ることあらば、特に消毒に注意し速に其病毒を撲滅して、累を他人に及ぼさゞらむことを力むべし。實に傳染病の流行は、人智の幼稚なること、公共心の缺乏とを表すものにして、社會一般の恥辱なりといはざるべからず。

團體に及ぼす影響の點より個人の道德の必要を論ぜよ

間接に團體の安寧を害する行爲の種類如何

第七課　公共物に對する注意

文明社會ニアルモノ、資格

自己一身の利益のみを思はず、廣く團體全體の安寧幸福を企圖する公共の精神を有するは、文明社會に住するもの丶必要なる資格なり。且つ此精神の强弱は直ちに其團體の盛衰に關係すること、既に述べたる所なり。而して公共心の强弱は、公共物に對する行爲によりて最もよく之を知ることを

公共物

得べし。多數の人の共に使用すべきもの、或は一團體の所有に屬するもの、或は共同の快樂を與ふるもの等に對して、之を私し、若しくは他人の妨害を爲すの不可なるは、固より明かなり。蓋し公共物は、自己の私有物にあらず、之を私用するは、他人の權利を侵害し、其快樂を盜むものなればなり。然れども、此種の侵害は、多くは間接にして直ちに他人の怒を起す等の事なきが爲に、公私の分別明かならざる社會に於ては、常に此不德の行はるゝを見る。實に公共物に對する德義の行はれざるは、社會の

未開を證するものといふべきなり。

公共物ハ之ヲ私用スベカラズ

麁略ニスベカラズ

公共物を見ること猶私有物の如く、之を横領して一個人の使用のみに供するは、最も卑しむべきことなれども、又公共物を所有者なき物件の如くにし、之を麁畧に取扱ふことも、卑しむべき行爲なり。

公共の物品財産は、其團體の所有權に屬し、現在の人のみならず後來其團體に入り來る人も、亦之によりて便益快樂を受くべきものなれば、之を保存すること常に自己の所有物を尊重するが如くすべし。否、自己の所有物は、自己の任意に使用し之を

公共ノ物品ヲ尊重スベキ理由

破壞毀損するも、他人に對するの責任なし。公共物は他人と共に所有するものなれば、自己のものを愛するより一層之を丁重に取扱ひ、之を破毀せし時は、其責任を帶びて辨償せざるべからざるなり。公共物件は如何に些細なるものなりとも、其物品が團體の所有權を表すに於ては、毫も貴重なるものと異なることなきを以て等しく之を重んずべし。蓋し公共品を尊重する理由は、其物品の如何によるにあらずして、其公共の物たるによるを以てなり。

公同ノ場所ニ於ケル德義

之と同じく、吾人は共同の場所に於ても亦注意せざるべからざる事あり。同等の權利を有する人の集合せる所に於て、自己の便益のみを計るは、最も醜きことたるを思はざるべからず。例へば、汽車汽船等に乘り、或は一堂に集合して講演を聽く時の如き、其内にある人は皆同一に其座を占むる權利を有するなり。然るに僅かに入場の前後を異にするを理由として、自己の利益を主張し、他人の不便苦痛を顧みざるが如きは、德義の何たるを解せざるものといふべし。斯かる場合に於て、共同の便益

を分かち、禮讓を以て相對するは、開明社會の美風にして社會の和樂を來す所以なり。

公共の物品に對し、及び公共の場所に於て他人の權利を重んずるは、些細なることなりと雖も、吾人の公共心を養成するには最も有益なる方法なり。吾人はよく之に慣れて文明社會の人民たるに恥ぢざる資格を備ふるを勉むべきなり。

公共物の重んずべき理由を述べよ

我國に於ては公共物に對する道德薄弱なり之につきて各自の目擊せし二三の事實を擧げ且つ其如何に改良すべきかを述べよ

第八課　團體の繁榮に關する本務

團體ノ繁榮ヲ計ル本務

吾人は、團體の秩序を紊さず、其安寧を害せず、進んで團體の幸福を增進し、其繁榮を計らざるべからず。夫れ團體の發達は、文明の進歩に伴ひて自ら起ることにして、各個人の幸福も亦之によりて增進せらるゝものなることは、前に屢、述べたる所なり。故に團體の繁榮を計るは單に團體に對する本務

先人ニ對シ後人ニ對スル吾人ノ本務

の一なるのみならず亦自己に對する一種の本務なりといふも不可なきなり更に又一歩を進めて考ふるに團體なるものは之を形成する一個人と共に消滅するものにあらずされば諸種の團體中には吾人の創設にかゝるものも有れども其多くは先人の造る所なり故に此等の繼承せし團體を發達せしめ之を後代に傳ふるは正に先人に對する吾人の本務にして又後人に對して負ふ所の本務なりといはざるべからず。

此の如く團體の繁榮を計るは吾人の本務なり然

團體ノ繁榮ノ條件

統一ノ必要

らば如何にして此本務を遂行すべきか又團體の繁榮とは如何なるものなりや抑も團體の繁榮とは必ずしも金錢の多きと財物の豐富なるとをいふにあらず又必ずしも團體に屬するもの・多數者が少數者の意見を壓倒して其統一を計る所以にもあらざるなり團體の經濟の豐かなること及びその統一は團體の繁榮に必要なるは疑を容れずと雖も更に尤に必要なるものあるを忘るべからず卽ち團體の生命は正義公道の行はる・にあること是れなり若し正義行はれず公道廢絕せ

ば、經濟上の繁榮は、徒らに私利心と奢侈とを增長し、金錢の奴隷を作るに過ぎざるのみ。特に多數者が少數者を支配する等の事は、適、不義悖德の公行を容易ならしむるのみ。若し斯くの如くんば、何を以て團體の永續を期するを得んや。故に正義公道は根幹なり、其他の項事は枝葉なり。吾人は先づ其根を養ひ、次いで其枝葉に及ぶべし。

正義公道の行はるゝ團體にありては、其統一容易に行はれ、且つ信用篤きを以て、經濟上の繁榮も期して待つべきなり。蓋し團體の分子たる各個人、皆

自己ニ對スル道ヲ盡スハ團體ノ公益ヲ來ス道ナリ

自己の職業に忠實ならば、其結果團體も亦繁盛を來すべければなり。故に各個人が、自己及び他人に對する本務を怠らざることは、間接に團體の公益を來す道なり。然れども更に團體の利益を考へ、或る場合に於ては自己の目前の利益を犧牲にして之が永遠の利を計り、或は自己の小利を棄てゝ之れが將來の幸福を計る事をなさゞるべからず。

有益ナル事業

團體の將來の幸福を來す道は種々ありと雖も、其主要なるものを擧ぐれば團體の爲に有益なる事業を興すこと、例へば國益となる產業を興し、道路

子弟ノ教育業

橋梁等を作り、學校を設くる等其一なり、有爲の人物を養成し以て國家將來の繁盛を計ること其二なり。此兩者は、共に相俟ちて其目的を達するものなれば、甲乙の區別なし。然れども、一人にして之を兼ぬるは、容易ならず。蓋し財産あるもの必ずしも其業務に堪能ならず、伎倆あるもの必ずしも財産あるにあらざればなり。故に資産あるものは、宜しく有益なる事業を興すに躊躇すべからず。又技能あるものは、宜しく其技能を研き、後進を誘掖するに吝なるべからず。此の如く各自其長ずる所に從ひ、相共に團體の公益を計らば、其繁榮を來すこと明白なり。

青年ノ團體ニ對スル本務

又將來世に立ちて團體の一員たるべき青年子弟に至りては、能く先輩の指導に從ひ、技を研き、業を修め、後日有用の材たるを期すべし。然らざれば、團體は假令現在に於て繁榮なりとするも、近き未來に於て必ず衰頽を來すべし。是れ青年子弟の務めざる可らざる所なり。

團體の繁榮を計る本務の重んずべき理由を述べよ

學者、教師等の本務如何

素封家の本務を問ふ

青年が團體の消長に關する理由を述べ其盡すべき道を擧げよ

第九課　公職

團體の統一を計り、其秩序を正し、其繁榮を來さんが爲には、必ず其團體を代表する人、及び團體の事務を取扱ふ人を要す。此等の職を指して公職といふ。公職に任ずる人は、通常團體員の選擧によるものと、特に政府より任命するものとあり、且つ其權

公職ヲ奉ズルモノノ心得

能も一樣にはあらざれども、皆其團體を代表して若干の事をなすべき權力を附與せらるゝものとす。故に其團體に對しては、此等所定の事務を實行すべき本務あり。此を以て、公職に上るものは、先づ必ず之を實行するの決心と、之を實行し得ざるとき其責任を負ふ覺悟とを要するなり。蓋し團體は、公職に對する權力、名譽、及び相當の報酬を其人に與へ、其人は團體に對して所定の業務を爲すべき契約をなせるものなればなり。故に公職にある人にして若し其公務を怠らば、契約を重んぜざる責

を免るゝこと能はざるなり。

公職ニアルモノヽ守ルベキ道

公職を帶ぶるものゝ必要なる資格は、嚴正なることなり。情實によりて其志を枉げず、利害によりて其所信を變ぜず、一意團體の爲に計るを、公職に忠なるものといふ。自己の利害を思ひ、或は親戚朋友等の爲に私するが如きは、公職を瀆す者にして其責決して輕からざるなり。公職にある人が其權力を實行するは、其人の隨意にあらず、元來公職其者が人を假りて其權力を實行するものなり。故に公職に任ずる人は、一方に於ては團體の支配者なりと雖も、又團體員たる方面より見れば、他の成員と同じく公權の執行者に支配せらるゝものなり。前者は公にして、後者は私なり、一私人としては他の團體員と同一の資格を有し、公權の執行者としては、自己と他人とを支配するものなり。此區別を明かにせざれば、往々過を來し、公職を瀆すに至るべし。故に吾人は平素事の大小輕重を問はず、よく公私の分別を明かにし、私を以て公を害せざることを思ふべし。

公職ニア

公職にある者は、其權利を執行するに嚴格方正な

ルモノヲ重ンズベキコト

らんを欲し、團體の各人は公職にある者の權能を重んじ、其執行を妨げざらんを要す。各個人は、已に其權能を承認し、之が執行を委任したるものなれば、所定の範圍内に於ては、其命令に從ひ之に背反すべからず。然るに一私人としての感情によりて公職にある者を惡み、其權能に反抗する者は是れ矛盾の甚しきものにして、其社會の幼稚なるを發表するものといはざるべからず。

之を要するに、公職は之に任ぜらるゝ人の如何によりて輕重を生ずるものにあらず。故に公職に任ぜらるゝものゝ地位賤しきも、其公職權を執行するに當たりては、團體員たるもの秋毫も之に妨害を加ふべからず。公職に任ぜらるゝもの、及び公職を委任する者は、共に此理を忘却すべからざるなり。

公職とは何ぞ

公職を奉ずるものゝ注意すべき事項を問ふ

團體員が公職を重んずべき理由を問ふ

公職を奉ずるものが私交の上にも其權力を振ふは正當なる行爲なりや

第十課　其他の本務

團體ガ各種ノ職業ニ從事ス

以上述べたる外、團體の成員として盡すべき諸種の小本務あり。即ち、其職業を異にするが爲に生ずる本務、其地位階級を異にするが爲に生ずる本務等是れなり。社會に於ける職業は種々ありと雖も、若し正當のものならば、其間に優劣高下あらざることは屢、之を述べたり。但し其職業の種類によりて團體が之に要求する所のものは各、異なり。例へば學者に向つては學事の研究、及び其專門の事に關する正當の意見を發表することを求め、教師に向つてはよく師範の務に稱ふことを要求し、工業家に對しては精良なる物品の製造を要求するが如し。此の如く、各種の職業に從事するものは、各、社會全體の幸福の爲に分擔する範圍あり。從つて其範圍内の事を忽にするは、社會に對して不道德なるものといはざるべからず。今假りに社會一般の人、道德上の缺點ありとせば、教師倫理學者等は之に對して矯正の道を盡し、社會を導きて正當の方

ルモノニ求ムル所

各自分擔ノ範圍

向に向かはしめざるべからず。若し社會が經濟上誤謬の方策を行はんとするに當たりては、經濟に精通せる人は其非を論じ、社會の反省を促さゞるべからず。此等教師學者等にして此責務を怠ることあらば、是れ實に社會の成員たる本務を盡さゞるなり。然るに此等の事は、一時社會一般の風潮に反對することなれば、極めて實行し難し。而して其社會の趨向に盲從するは、直接の非難を受けざるが故に、懦弱なる人は往々此難事に當たるを避くるなり。此の如きは、社會の將來を思はざるものにして、其責任を重んぜざる罪あるなり。

分限

次に、自己の地位階級に應ずる分限を守り、若しくは自己の智識に應じて過大なることを望まざることも、亦團體に對して當に務むべき本務なり。然れども自己の分に安んずるとは、因循姑息の謂にあらず。元來人は自己の才力資力を充分伸暢して、公衆の利益をはかり、又自己の幸福を增進することを勉むべきは勿論なれば、進んで有益の事業に從事すべし。然れども、自己の實力を揣らず、徒らに空名を逐ひ、虛飾を事とせば、奚んぞ有益の事業を

成就することを得んや、却て社會の秩序を紊し其不健全を致すにいたるのみ。

羞恥心

恥ヅベキコトト恥ヅベカラザルコト

世の分を踰ゆるものを見るに、多くは淺薄なる羞恥の心に驅らるゝに因せり。蓋し羞恥の心は、人皆之有り。若し能く之を用ゐれば、德を進め智を啓くに足る。されども其恥づべからざるを恥づるときは、終には其分を忘るゝに至り、其害尠少ならず。されば人は須く能く恥づべきことゝ恥づべからざることゝを識別せざるべからず。吾人は身を修め、道を行ひ、自己の職業を勵み、團體の成員たる責務を缺かずんば、天地に俯仰して毫も恥づる所なきなり。空名我に於て何かあらん。麁衣麁食我に於て何かあらん。然るに世間滔々たるもの、職業を怠り、責務を缺き、私行修まらざるも、之を恥とせず、却て其恥づべからざるを恥ぢ、相率ゐて分を忘れ虚榮を競ふ。何ぞ其思はざるの甚しきや。此の如くにして止まずんば、團體の危殆を招かざらんとするも、豈に得べけんや。故に團體の各成員は、勉めて智能を錬磨し、德義を守り、自己の實力を養成し、着實なる思想を以て事にしたがひ、他を益し己を利し、以

て國體に對する一切の本務を完くせんことをはかるべきなり。

職業及び階級に應じ社會に對して盡すべき本務の二三を擧げよ、

分限とは何ぞ之を踰ゆるは如何なる動機によるか

自己に對する道義と社會に對する道義との兩方面より分限を踰ゆることの罪惡なる理由を述べよ

第二　國家に對する道

國家ト社會トノ別

第十一課　國家

國家も亦人類の團體なり。唯社會と稱する團體と異なる所は、其區域の一定せること、其組織の鞏固にして且つ特殊の機關の具備せるとにあり。夫れ人は、物質上の必要と精神上の要求とにより、自ら相團結して共同の生活を營むに至る所以は曩に之を述べたり。此種の團體は、廣きは人類全體を包括し、狹きは一族一家に止まり、苟くも人情の通ずる所には如何なる人の間にも形成せらるゝなり。然るに國家なる團體は之と異なり、一定の國土

と、之に住する住民と、之を支配する主權者及び政府ありて始めて成立するものなり。元來國といふ觀念は其領土と離るゝことを得ざるものにして、假令人民ありと雖も、追放者若しくは征服せられたる人民の如く其所有する國土なきものは、國家を爲すこと能はざるなり。又國土と人民とあるも、若し之を支配する主權者と政府となきときは是れ單に社會のみ、未だ國家と稱すること能はざるなり。

國家と稱する團體は、右の如き數種の條件を有して始めて成立するものにして、通常の社會と稱するものに比すれば、其結合一層鞏固なるものなり。故に人類に必要なる共同生活を進むることも、一般社會に比すれば一層明白確實なりとす。此を以て吾人は通常の社會と稱する團體と共に國家を形成する必要あるものなり。蓋し人類は、自然の人情にのみ依賴しても、共同生活をなすものなれども他に之を强制するものなきときは、往々小團體に分裂する傾向を生ずるが故に、法律によりて人民を統一し、之をして團體的生活をなさしむるこ

國家ト社會トハ別々ニ存スルモノニアラズ

と必要なるなり。

斯く國家と社會とは其成立を異にすと雖も、共に人類の幸福を增進し其安寧を計るものにして、決して別々に存するものにあらず。唯僅かに其範圍を異にし、其條件を同じくせざるのみ。換言すれば國家は一定の邦土を境界として成立するも、社會には毫も其境界なく、國家は法律によりて其結合を維持すれども、社會は唯道義と習慣とによりてのみ支配せらるゝなり。而して此等兩種の團體は、元來人類の必要より起りしものなれば何れをも缺くこと能はざるものとす。吾人は一方に於ては社會の成員たり、また一方に於ては國家の臣民たり、而して後始めて人たる生活を完くし得るなり。

此の如く、國家と人類社會とは、其範圍同じからざるが爲に、往々其間に衝突を見ることなきにあらず。例へば、國家の利益と人類一般の幸福と衝突するが如き是れなり。此を以て或種の論者は國家を重んじて人類社會を輕んじ、國家あるも人類なる團體なしと極論し、又或論者は人類の幸福を先にし、國家は之に達する一手段として必要なるもの

となし、人類幸福の爲には國家の存亡も意とする所にあらずと主張す。されど是れ共に極端に走りたる議論といはざるべからず。吾人は一家の成員として一家の安寧幸福を計るも、通常の場合に於ては毫も國家の利害と衝突することなく、又一國の繁榮を計るも一家の衰亡を來すことなきにあらずや。是れ兩者其目的を同じくすればなり。國家と社會に於ても亦此の如し。人類が團體的生活をなす必要ある所以のものは廣く正義を行ひ一般の幸福を増進するにあり。故に國家の繁榮を計るは、間接に人類の幸福を増進する所以の道なり。豈兩者の間に調和すべからざる衝突の存する理あらんや。故に國家の繁榮を計るものも敢て他の國民を敵視する必要あらざるなり。然れども地球上に地を劃し主權者と政府とを別にして生存する以上は、必ず自國の繁榮を計ることを先にし、之によりて幸福を人類全體に分かつことを企圖せざるべからず。是れ先づ自家の繁榮を計り、其餘澤を郷黨に及ぼすと毫も異なる所なきなり。且つ國家に對する吾人の本務は人類社會に對するよりも

國家ノ繁榮ヲ先ニスベキ理由

一層明確精細なるものありて存するが故に何れの點より之を考ふるも先づ直接に國家の爲に盡す所なかるべからず。若し不幸にして國家の利害と人類の幸福と衝突することあるも、國家を措きて人類の爲にするは本末輕重を誤るものといはざるべからざるなり。

國家と社會との別如何

國家と人類社會とに關する二箇の極端説を擧げ其是非を評せよ

國家の繁榮を先にする理由を述べよ

第十二課　國民の資格

前に述べし如く、總て國家と稱する團體は、通常一般の社會と區別すべき特殊の條件を備ふるものなり。然れども前に述べし條件のみにては未だ鞏固なる國家を形成するに十分なりといふべからず。國家の結合を鞏固にし、共同の生活を行はんには更に重要なる事項あり。即ち國民たるものゝ有すべき資格是れなり。

國民の資格に關しては、特に法律上定めらるゝ所あれども、時代及び國體に於て同じからざるものなれば、此に之を論ぜず。唯一般普通なるものを擧ぐれば、第一、人種を同じくすること、第二、國語風俗の一致、第三、共同の歷史を有すること是れなり。

人種を同じくすることは國家の成立上甚だ必要なる事にして、若し異人種の集合より成るときは、假令他の條件備はるも、人種間に感情の不調和を來し、一致の運動を缺き、國家の統一を妨げ、國家的活動を鈍くするものなりとす。吾國に於ては、古來他の人種を雜ふることなきを以て、人種の混雜より生ずる不便なしと雖も、將來に於ては異人種の歸化等により、人種の混合を生ずることなきを保せず。此場合にありても國民の大多數は常に同一人種に屬し、他の混入せる異人種を同化せざるべからず。言語風俗に於ても亦此の如し。言語は思想を發表する道具なれども、思想は言語によりて支配せらるゝこと多きが故に、言語の獨立は國家の成立上最も必要なるものとす。また風俗習慣の如きも暗々裏に國民統一上偉大の關係を有するも

共同ノ歴史

のなり。故に他國語及び他國の習慣の入り來る今日にありては、能く注意して吾國固有の言語の發達を計り、加ふるに國民一般の風俗の一致を奬め、共通の感情を弱めざることを勉むべし。次に共同の歴史を有する一事は、國民精神と相離るべからざるものにして、若しこれなくば同一國民たる感情を有すること能はざるなり。是れ征服せられたる人民が、戰勝者と共に國家をなすに長日月を要する所以なり。

之を要するに、若し以上の資格を備へざるときは、

愛國心

團結力

假令外形上同一の政府の下に立ちて一個の國家を形成するも、其結合力薄弱にして鞏固なる團結を成すこと能はざるなり。蓋し愛國心なるものは、前述の資格有るものゝ始めて有すべき複雜なる感情にして、若し此感情なきときは、國家は直ちに衰亡を免れざればなり。但し異分子の加入は吾人の避くべからざる所なれば、早く此等をして舊來の資格に同化せしめざるべからず。而して之を同化せしむる力の强弱は、國民的團結力の多少によりて異なるものなれば、能く國體を發揮し、國史を

明かにし、又風俗習慣の淳良と其統一とを計り、言語の發達等に注意すること最も必要なりとす。

國民の資格を問ふ
他國の習慣言語等に對しては如何なる態度を採るべきや
國史講究の必要を述べよ

第十三課　國家の目的

前に述べたる如く國家も亦一般社會と同じく、人類の幸福を増進し其安寧を維持するものたるは爭ふべからざる事實なり。何となれば國家にして國民の幸福と相容れざることあらば、假令法律を設けて國民全體に强壓を加ふるも、到底永く其繁榮を維持すること能はざればなり。然れども國家は一の集合體にはあらずして、組織を有する活動體なり。故に必ずしも其各成員の幸福のみを目的とすること能はざることあり。此に於てか、國家の目的に關して種々の異論を生ずることあり。或論者は、國家の利害を以て最も重要なるものとなし、

國家ノ利益ト國民ノ幸不幸

各個人は國家の爲に犧牲となるべきものにして、國家全體の爲には個人の利害は毫も顧みるに足らずとなし、或論者は個人ありて而して後國家あるものとなし、個人の利害を重視し、國家は各個人の幸福を增進する機關に過ぎざるものとなす。然れども是れ共に一方面に偏せるものといはざるべからず。單に國家の利害といひ、各個人の幸不幸と稱するときは、字義の上に於ては相異なれども、よく其眞相を考ふれば、吾人は國家の繁榮によらずして個人の幸福を來すこと能はず、又各個人の繁榮によらずして國家全體の隆昌を來すことを得ざるなり。夫れ國民各個は一の細胞の如く國家全體は一の生體の如し。豈各細胞健全ならずして生體の健全を期することを得んや。又生體衰弱して細胞獨り活潑なることも望み得べからざるなり。國民たる各個人の永遠の幸福と、國家永遠の繁榮とは、共に同一の道によりて之を得べきのみ。是れ他なし、國家の隆昌も國民各個の幸福も、正義によりてのみ之を得べきを以てなり。若し夫れ正義を離れて目前の幸福を計らんとするに當たりて

は、兩者の間に利害の衝突を感ずるは勿論なり。然れども是れ國民と國家との何れか一方に誤あるか、或は兩者共にその道を誤れるかに起因するものにして、正當なる國家の目的と、正當なる各個人の目的との衝突にはあらざるなり。且つ各個人の眞の幸福といふは、子孫の繁榮幸福をも加へて考ふべきは前に屢〻論ぜるが如くなれば、目前に於て苦痛を感ずること必ずしも不幸なりといふべからず。若し能く此理を考察するときは、國家の幸福と各個人の幸福とは相衝突するものにあらざる

こと一層明白なるべし。

之に由りて考ふるに、國家の目的は國民の安寧を計るにあること勿論なれども、又益〻進みて國民的活動を盛にし、之によりて國民の幸福を增進することにありといふを得べし。我國に於ては幸にして古來國家と國民との調和圓滑にして、國民は皆國家の爲に力を竭し、國家は國民の幸福を計るを主とし、國家的觀念著く發達し來れり。是れ我國體の他國に卓絕せるによるものにして、實に天慶とも稱すべし。我國民たるものは、よく過去の歷史に

考へ祖先の遺業を繼ぎ更に宇内の大勢を觀察して國家の進歩を計り我國家をして列國の上に位せしめ以て人類の幸福を増進せしむることを慮らざるべからず現今に於て國と國との競爭は益激甚を極め又此競爭によりて人類の發達進歩を促すものなれば國家の將來を計るは一日も忽にすべからず但し國と國との競爭は今日にありては武力のみの競爭にはあらず或は學術或は商業或は工業等の競爭を主要とす、唯時に干戈の上に競爭することありと雖も是れ特殊の場合のみ

平素無事の日に於ける平和の競爭に勝を制すること能はざれば假令武力の競爭に勝つも其効果を收むること能はざるなり故に今の場合にありては正義公道によりて國民的發達を計ることを以て吾人の最大任務となさゞるべからず是れ實に國家の目的とすべき所にして亦國民一般の目的となすべき所なり。

國家の幸福と國民の幸福との關係を述べよ

國家の發達の爲に一身を犧牲にするは國民の幸福

國家の目的とすべき所は那邊に存するか

現今各國競爭の激しき間に處する道如何

第十四課　國體

國體とは國家特有の體裁をいふ。夫れ國家は、人の身體と同じく一の形體を備ふ。人の身體は萬人に通じて相等しき點ありと雖も、又個人として互に區別すべき性質を有す。世界幾億の人は、皆同樣の身體なれども、而も皆相異なる所あり。國家に於ても亦此の如し。國家として成立するものは、皆前に述べし如き條件を具備せざるものなし。然れども、又一の國家と他の國家とを區別する特徵を有するなり。是を國體といふ。此國體は、或は建國の由來を異にし、或は風土物産を異にし、或は國民の氣風を異にする等より生ずるものにして、一國家として生存するに缺くべからざるものなり。故に此特徵を發揮し、各人類全體に貢獻せざるべからず。各國其德風を異にし、教育の適用を同じくせざる所以は、實に之によりてなり。西洋の各國には、西洋各

國の國體あり、從つて又之に適する國民を養成す。我國には我國の國體あり、故に各國と異なる德風と教育となかるべからず。若し之を棄てゝ顧みざるときは、毫も長所なく特質なき個人が社會の競爭場裏に立ちて人後に落つると同じく、各國の競爭場裏に立ちて優勝の地位を占むること能はざるなり。

倫理ノ原則ト各國ノ德風

然りと雖も更に一方より考ふれば、倫理の原則は人情の自然に基づくものにして、古今東西を通じて異同あるものにはあらず。他人に害を加ふるの惡たる、人に慈惠を施すの善たるは、蠻人と雖も之を知れり。唯其應用に至りて、各國各、其趣を異にせるのみ。我國に於ては、古來忠孝を以て本となし、皇室を中心として統一せるものなれば、我國の道德は建國の始より他國の道德と其趣を異にする所あり。之を過去の事蹟に徵するに、 天祖此邦土に君臨し給ひてより、 皇統連綿として一たびも渝らせ給ふことなく、 神武天皇の御即位より今日に至るまで殆んど二千六百年、百二十餘代此間政體の變遷なきにあらずと雖も、一度も外寇の爲

吾人ノ責任

に此國土を潰されし事なく、皇室は天日と共に國民仰視の中心となりて益隆昌を致し、君仁に、民忠に、上下一致して此邦家の繁榮を計るものは、實に我國體の萬國に比類なきによりてなり。されば教育に關する勅語にも、「國體の精華にして教育の淵源亦實に此に存す」と詔らせ給ふ所以なり。生を我國に享けし者はよく此理を辨へ、我國體の尊き所以を深く記憶し聖旨を奉戴して其美風を宇內に輝かさゞるべからず。而して之を爲す道は他なし。我國固有の風教を體し、之を神髓として失ふことなく、加ふるに日進月歩の大勢に鑑み、徒らに守舊に陷らず、輕跳に走らず、彼の長を取つて我短を補ひ、以て益我德風の完美を企圖するにあり。此の如くにして始めて國家忠良の臣民といふべく、祖宗の勳功を辱しめざる者といふべし。又廣く人類の上より考ふるも、此の如くにして始めて能く世界人類の爲に貢獻する所あるものといふべし。彼の國體を擁護するを名として頑固に陷るものと、改善を名として古來の美風を顧みざるものとは、共に偏頗固陋の徒たるを免れざるなり。

國體とは何ぞ
國體の重んずべき理由を問ふ
吾人今日の務如何

第十五課　尊皇

一定の土地と人民とを有し、之を統治する機關ありて、始めて國家を成すは前に述べたるが如し。而して統治とは、人民を支配し、之をして一定の法律規則に服從せしめ、其權利を定め本務を負はするものなり。故に統治には、人民の上に位する權力を伴ふなり。之を統治權といふ。統治權は、各國其國體と政體とにより、其範圍及び之を有する人の身分異なりと雖も、君主國にありては帝王之を有し、共和國にありては人民の選出せる大統領之を統ぶ。而して帝王たると大統領たるとを問はず、孰れも國家の中心となるものにして、國家統一上缺くべからざるものなり。

我國は君主政治にして、統治の大權は萬世一系の天皇陛下之を有たせ給ふ。是れ我國の萬國に比

類なき點なり。建國以來　皇室は國家の樞軸にして、皇室を離れて我國なく、我國家を離れて　皇室なし。故に　皇室と我國とは一體なり。他の君主國に於ては、禪讓攻伐相尋いで起り、王家と國家とは常に別異の觀を爲して、王室は其時代の最も勇者の血統たるに過ぎざるが故に、其威權衰ふるに至れば、更に他の優勝なるもの取つて之に代り、永きも數百年、短きは數年を出でずして滅ぶるものあり。從つて國家と稱する團體と、王室と稱する系統とは決して其消長を共にすることなし。支那の如きは其最も著きものとす。支那國は世界有數の古國なれども、現今の王室は僅かに數百年來のものたるに過ぎざるなり。此を以て國民の王室に對するや、單に統治者として之に從ふに止まり、其間に離るべからざる感情有るなく、國民の王家に對する崇敬の念頗る薄く、動もすれば國家の統一を缺く恐あり。

我國は大に之と異なり、　皇室は一方に於て統治の大權を有し給ふのみならず、更に我等臣民の大宗家として我國の歷史と分かつべからざる關係

我國固有ノ尊皇

を有するを以て歷代の　天皇陛下は臣民の君主にして、又族長たり。故に我國の尊皇は、現在の主權に對する崇敬のみにあらずして、萬世一系の　皇室に對する崇敬なり。我國に發達せる尊皇の感情が、他國に其比類を見ざるは寔に理由ありて存するなり。

此の如く　皇室と國家とは分かつべからざる關係を有するのみならず歷代の　天皇陛下は、深く人民を愛撫し給ふこと猶慈母の赤子を見るが如く、我等臣民を呼んで子と稱へさせ給へり。是れ皇室國家、人民の常に相離るゝことなき所以なり。

今上陛下寶祚を踐み給ひし始より宇內の大勢に鑑み、百般の德政を布かせ給ひ、國利民福の爲に宸襟を惱ませ給ふこと實に記し奉るだに畏き限なり。此三十餘年の間に國運駸々として日に隆盛に赴きしもの、皆是れ　陛下の威靈に因らずんばあらざるなり。我等臣民たるものはよく聖意のある所を體し、一刻も尊皇報國の大義を思はずして可ならんや。

我國に發達せる尊皇の感情の他國のものと異なる

所以を述べよ

尊皇報國の志を全くせんには各人は如何なることをなすべきか

第十六課　愛國

人誰か其一家の繁榮を希はざるものあらん、又誰か其邦家の隆昌を喜び其衰亡を憂へざるものあらん。夫れ家齊はざれば其心を安んずることを得ず、國治まらざれば其生を全くすることを得ず。一

愛鄉心

朝國家滅亡せば、擧國他の有に歸し、獨立の國民たるを得ざるに至る。故に人は生まれながらにして其國家を愛する精神を有するなり。愛國の感情は最も複雜なる感情にして、諸種の要素より成る。其最も著きものは、故鄉を愛する心なり。人は皆自己の生まれし地、幼年の時に嬉戲せし鄉土に對し、一種いふべからざる愛着の感情を有し、終生之を忘るゝこと能はず。是れ國家を愛する念の萌芽なり。一鄉の愛進みて一郡の愛となり、一郡の愛進みて一縣の愛となり、一縣の愛進みて一地方の愛とな

り、更に進んで一國を愛する精神となる。故に愛郷の念も愛國の情も其性質に於て異なる所なし。唯人智の進歩に伴ひ、自己の關係する範圍廣大となるに從ひ、國家を愛するに至るなり。而して更に又一歩を進むれば、愛國の心は人類を愛する精神ともなるものなり。然れども、人類を愛する感情と愛國の精神とは、大に其趣を異にするものあり。人類を愛する念には自他の區別なきも、愛國心は自國と他國との區別を確認し、自國の活動を進めて他國の上に位せしめんとするものなり。斯く愛國心の範圍を自國の内に限るものは、共同の運命を有する同胞即ち同國人に對する愛情、過去に於ける共同の歴史、同一の主權者、及び政府、國語の同一等、國家なる觀念を形成する諸要素によりて助けらるゝものなり。故に愛國心と國家といふ觀念とは、須臾も離るべからざるものにして、愛國心なくば國家は成立する能はざると同時に、國家なくしては愛國心あることなし。此を以て世間往々愛國心と人類を愛する念とは一致すべからざるものゝ如く論ずる者あれども、其説の偏狹なるは、略ぼ前

愛國心ト人類ヲ愛スル念ト

に之を述べたり。吾人は自己を愛する念を有すれども、而も他人を愛する情と相容れざるにあらざるなり。吾人は一家を愛し、一郷を愛すれども、而も他の家族と他の郷土を愛するを妨げざるなり。唯自家を愛せずして他人の家を愛するは、道にあらざるのみ。之と同じく自國を愛し而して又廣く人類を愛するは其間毫も衝突ある理なし。唯自國を愛すると人類を愛するとは、自ら輕重强弱あり、直接間接の差別あり。此區別を明かにし、本末の關係を知らば、何ぞ兩者の衝突を見んや。吾人は自國を愛する念盛なるも、他國を敵視する必要あるを見ざるなり。

愛國ト尊皇ト

我國に於ける愛國の情操は諸外國と大に異なる所あり。諸外國に於ては、愛國と尊皇とは往々一致せざることあるも、我國にては則然らず。我國家と皇室との關係は前に述べし如く、國家を他にして　皇室なく、　皇室を離れて國家なきを以て、尊皇の精神は即ち愛國の精神なり。是れ我國體の大に他國と異なるに因るなり。吾人は益〻此精神を發揮し、之を一個の感情に止めず、更に進んで之を行

爲に現し、內には國民の團結を鞏固にし、外には國家の光榮を耀かすことを務め、智を廣めて宇內の大勢を明かにし、以て國家百年の隆昌を期すべし。徒らに偏狹固陋なる思想を抱き、或は放縱狂暴なる說を持するは、共に國家に忠なるものとはいふべからず。

愛國心を形成する要素如何

愛國心と人類を愛する念とは衝突するか如何

我國人が他國人に比して一層愛國心に富まざるべからざる理由を述べよ

第十七課　統治權

國家は他の社會的團體と異なり、整然たる秩序と、一定の組織を有するものなることは既に之を述べたり、此組織を生ずる根元は即ち統治權なり。如何なる國家も統治の機關即ち政府と統治權の存在せざるはなし。果して然らば統治權とは如何なるものなるか。先づ之を了解せんが爲には、吾人は人の權利につきて考察する所なかるべからず。人

は生命財産、名譽及び自由に關して平等の權利を有するものなり。且つ此等の權利を妨げんとするものあるときは、其妨害を排して自己の權利を保護する權利を有す。是れ前に述べたる所なり。而して此等の權利は、決して絶對無限にあらざることも、亦之を述べたり。然らば此等の權利を制限して、之を適當に止むる標準は果して何れにあるか。若し各人隨意に自己の權利を主張し、互に讓ることなくば、衆人の間に爭鬪絶ゆることなからん。故に相互の約束によりて互に權利を制限し、調和を計るに至るは、自然の結果なるべし。然れども、相互の約束は暴力者の暴行を抑制する力なき故に、強暴なる者出でて其約束を破ることあらば、忽ち其効力を失ふべし。此に於てか衆人の上に位し、之を支配する權力を有する者ありて、各人の上に制裁を加へ、其權力を平等にし、之に從はざるものには十分の制裁を加ふるを必要とす。此衆人の上に位する權力は、卽ち統治の權力なり。

統治の權は君主之を有することあり、或は人民の代表者之を有することあり。孰れにしても、其確立

立法　行政　司法

は國家組織の上に必ず缺くべからざるものなり。

統治權の性質は上に述べたるが、猶其內に三種の作用を包含することを知るべし。第一、法律を制定し、各個人の權力を定め、之に自由を許す作用即ち立法權と稱するもの、第二、官府を設けて法律命令を執行する作用即ち行政權と稱するもの、第三、法律を解釋し、之を適用し、法律に牴觸するものに相當の刑罰を加へ、國家の秩序を紊す者に懲戒を與ふる作用即ち司法權と稱するもの是れなり。此三種の作用を有して始めて完全なる統治の權力あるものといふべし。而して統治者は此三作用を他人に委任し、其實行を完からしむることを得るものなり。又此三種の權力は君主之を兼ね有することあり、或は人民と共に之を分有することあり、或は國民なる團體之を有し、其實行を統治者に委任することあり。此等は國體政體によりて同じからざるなり。此等の區別は更に政體の條下に於て述ぶる所あらん。

統治權と各個人の權利との關係を問ふ

立法司法行政の區別如何

我國に於ける統治權の所在如何

第十八課　政體

政體ノ種類

國家が政治を行ふ方法、之を名づけて政體といふ。政體は之を大別して三種とす。曰はく君主政體、曰はく立憲君主政體、曰はく共和政體是れなり。君主政體とは、國君の獨裁によりて立法行政の事を行ひ、往々司法の事にも關係するものをいふ。立憲君主政體とは、國家の憲法を定め、君主臣民共に之に從つて政治を行ふものにして、共和政體とは、別に國君を設けず、憲法によりて國民自ら立法行政の事を行ひ、唯之が實行を人民の選擧せる人に委任するものをいふ。我國に於ては、建國以來萬世一系の　天皇陛下高御座に在まして萬般の政を執らせ給ひ、純然たる君主政體たりしが、　今上陛下の御治世に至り明治二十三年を以て憲法を發布せられ、立憲君主政體となれり。此等の政體の性質變遷等は、今茲に詳論せざるべし。唯我國民として必要なる事項を次に述ぶる所あらん。

諸外國ノ憲法發布

憲法とは國家統治の基礎となる最大の國法にして、大小の法令皆之によりて生ずるものなり。故に憲法は最も尊重すべきものにして、若し立憲國に於て憲法を蹂躪して顧みざることあらば、國家の安寧秩序は一日も之を維持することを得ざるなり。憲法は此の如く重要なるものにして、文明諸國には概ね之なきはなし。然れども其發布の歴史につきて考ふるに、諸外國と我國とは大に其趣を異にせり。諸外國に於ては、專制君主暴横を極め、國民塗炭の苦を感じ、君主の權力を制限せんが爲に憲法を起草し、之が承認を君主に逼り、往々血を流して始めて其發布を見るに至れるものなり。然るに我國に於ては、　今上陛下深く臣民の幸福を慮らせ給ひ、　皇祖皇宗以來治國の要道として遵奉せられたる大綱を擧げて、憲法を制定せられ之を國民に賜はりしものなり。此の如き憲法を欽定憲法といふ。

欽定憲法

天皇陛下は憲法を發布し給ひ、貴族院、衆議院を開きて人民に參政の權を附與し給ひ、廣く國民の意志を諮はせ給ひて立法の事を行はせ給ふ。我等臣

帝國臣民ノ責任ノ重キ所以

民たるものは、聖恩の無窮なるに感泣し、　陛下が至大の權利を我等臣民に許させ給ひたる大御心に報ゐ奉らざるべからず。故に我帝國の臣民は、他の立憲國の人民に比すれば更に重大の責任ありといふべし。他の國民は立法に參與して其責任を盡さゞることあるも、これ自ら權利を放棄し害を其同胞に加ふるに止まれども、我帝國の臣民は一方に於ては同胞國民に對して其責を負ふのみならず、又　陛下の聖慮に背き奉る罪あるなり。我國民たるもの深く愼まざるべけんや。

政體の種類を問ふ

憲法とは何ぞ

欽定憲法とは如何なる憲法をいふか

我國民が政體に對して負ふ所の責任の重大なる所以を述べよ

第十九課　立法

立法

立法とは法律を制定し、各個人の權利を定め、之に自由を許し、義務を課する所の働にして、國家の職

能の主要なる部分なり。

議院

我國に於ては、法律案は必ず議會に提出し、兩議院の協賛を經ることを要す。協賛とは、議員の賛同を表することにして、議員若し賛成を表せざるときは、法律案は自ら消滅に歸するなり。故に議院は我國に於ける立法府と稱すべし。

議員

貴族院に列する議員は丁年以上の皇族、公侯爵の男子、伯子男爵より互選によりて選出せられたる議員と勅選によりて任命せられたる人、及び多額納税者の互選によりて當選せるものより成る。衆議院に列するものは、總て國民一般の選出にかゝるものなり。故に此兩院は國民の諸階級に屬する人物を網羅するものなり。

議案

協賛

御裁可

政府の提出する財政、法律等に關する議案は、先づ兩議院の議に附し、其決議を經べきものとす。而して兩議院の協賛を經たるものは、之を上奏し、天皇陛下の御裁可を仰ぎたる後、始めて法律として發布せらるゝなり。

議員ノ責任

此の如く貴衆兩議院の議員は、國の政務に參與し、法律案に協賛するものなれば、其責任重大なり。故

選擧人ノ本務

に情實に惑はず、私利を思はず、最も公平に國家の利害を考へ、　陛下に對し奉りて、御聖徳を瀆さゞることを務めざるべからず。若し言議を誤り、因つて國家の不幸を來す如き事あらば、其罪決して許容すべからざるなり。故に議員たる者は智識共に優れ、精神高潔にして、一身の利害禍福を顧みざるを要す。又議員を選出する國民も、能く其學問智識を見て、十分議員たるの本分を盡すに足る人物を選擧せざるべからず。無能悖徳の人物を擧げ、或は其選擧權を放棄するが如きは、自己の責任を知らざるものといふべく、又恐迫を懼れ、黃白に眩惑して、自己の信任せざる人を選擧する輩に至りては、不忠不義の徒といふべし。故に若し自ら代表者を選定する見識なきものは、宜しく自己の信任する人につきて其意見を尋ね、其敎に從つて之を選擧すべきなり。我國立憲政治の行はるゝ日尚淺く、國民未だ選擧の事に慣はざるが故に、往々大事を誤るものなしとせず。今日以後の社會に立つ者は、其職業の何たるを問はず、必ず政治上一般の智識を有し、國民たる本分を誤らざるを要す。然らずんば

立憲國に住する自治の資格ある人民といふを得ざるなり。

立法とは如何なる事をいふか

議員の責任如何

選擧人の責任及び注意如何

第二十課　行政

已に兩議院の協賛を經て、天皇陛下の御裁可を得たるものは皆法律として効力有るなり然れども之を執行するものなきときは其効を奏すること能はず。此に於てか　陛下は官府を設けて之に相當の權限を與へ之を行使せしめらるゝなり。我國の政府の最高等の府を內閣といふ內閣は內閣總理大臣並に各國務大臣より成り國家の行政に關する總ての事を議し政府の方針を定め且つ法律を施行する方法を議定す而して各大臣は內閣の方針に從つて行政に從事し其下には諸般の官府ありて各順序を逐ひて其事を行ふ猶人の手足が頭腦の命ずる所に從ひて活動する

が如し。

以上述ぶる所は中央行政にして、各地方團體は中央政府の命に從ひ、中央行政を補助すと雖も、更に各、その許容せられたる權限內に於て其地方の自治を司るものなり。故に縣には縣會あり、郡には郡會あり、市には市會あり、町村には町村會ありて、上級官府の監督の下に其團體の自治に任ず。其他市縣郡には參事會なるものあり、以て行政の事に參與す。此等の會の權限職能等は茲に詳說せざるべし。

之を要するに行政の官職に任ずる者も、亦立法に參與する者と同じく、國務を行ふものなれば、最も公平嚴格に其職務を行ひ、毫も私心を挾むことあるべからず。私心の爲に其職務を瀆すものは、決して公職を私用する罪を免るゝこと能はざるなり。故に政府は官吏の服務紀律を定め、之に違反するものを懲戒する制度を設け、以て其弊害を豫防することを力む。職を官に奉ずる者は、能く此理を知らざるべからず。特に直接に人民に接する官吏は、其職を守ること嚴重なると同時に、よく職務に精

被治者ト治者

勵し、丁寧に人民を取扱ふべし。濫りに其職權を弄して、人民の便否を顧みざるものは、決して良官吏には非ざるなり。又施政を受くる者も、官吏の職權の重んずべきことを知りて、相當の尊敬を致し、其職務を妨害せざるを要す。凡そ治者と被治者とは、其職務は異なれども、國家の臣民としては固より差別あるにあらざれば、相補助して國家の利益幸福を希圖すべきなり。

行政組織の大要を述べよ

官吏の守るべき道如何

被治者の官吏に對する心得如何

官吏の人民に對する心得如何

第二十一課　司法

司法とは法律を解釋し之を適用する作用をいふものにして、之を掌る機關を裁判所といふ。我國の裁判制度は三進級制を取り、最高の法院を大審院とし、之に次ぐものを控訴院とし、其下を地方裁判所といふ。更に地方裁判所の事務を分ちて、輕小な

る事件及び速決を要する訴訟を處理する爲に、區裁判所を設く。此等の裁判所は各其掌る所ありて、他の干渉を受けざるものとす。通常の事件に於ては、先づ地方裁判所の判決を受け、而して其判決に服せざるものは、之を控訴院に控訴して更に其裁判を乞ひ、尚ほ之にも服せざるときは、之を大審院に上告して其裁決を乞ふものとす。但し先づ區裁判所の判決を受けて之に服せざるものは、地方裁判所と控訴院の判決を受くるを限とし、大審院に上告するを得ざるなり。控訴院及び大審院は控訴

控訴及ビ上告

及び上告の事項を審査し、受理すべき理由なきものは之を却下し、若し受理すべき理由あるものは原裁判を破毀して、更に判決を與ふるものとす。各裁判所には判事、檢事、書記等の職員ありて各其分擔する所異なり、法律の解釋及び適用、必ず其當を得るものなり。此の如く司法上の組織は、最も精密に整備せるが故に、權利を侵害せられたるものは必ず之を恢復することを得、罪を犯しゝものは必ず刑罰を受け、寃罪を蒙れるものは必ず之を雪ぐことを得べし。是れ世の文明に進むと共に、人の權

利を重んずること益、盛なるによるものにして實に聖代の恩徳といはざるべからず。

法官

法律ノ利用

法官の職務は人々の權利を保護し公安を維持するものなれば、最も嚴格公平なるを要すること論を俟たずして明かなり。又人民は法官を尊敬し、且つ法律の如何なる者なるかを辨へ、國家が法律を制定せし主旨に應じて法律を利用するを要す。總ての事之を法律によりて行ふは、徒らに法官の繁忙を來し、且つ繁雜なる手數を要するものなれども、自己の權利に關する事項若しくは金員の貸借、賣買の契約、其他若し之を等閑にすれば、大なる損害を蒙る恐ある事件の如きは、宜しく國家所定の方法に從ひ、全く法律に依賴せざるべからず。我國人の中には、封建時代の遺風により、法律を以て厭ふべきものとし、法廷を見ること一の罪惡の府の如く思惟するもの往々ありと雖も、是れその思想の幼稚なるによるものといはざるべからず。固より通常一般の事は、習慣及び道德によりて之を處理し、社會の制裁と、良心の制裁とに重きを置くを善しとすれども、正當の權利は之を法廷に訴へて

法律利用ノ意義

其伸暢を計り、決して屈辱に甘んずべきにあらざるなり。蓋し法律と道德とは相伴ひて社會の秩序を維持し、國民の權利を保護するものにして、今日に於ては何れをも棄つること能はざるなり。然れども、些細なる事にも法廷を累はすは、徒らに時間と金錢とを費すに過ぎざるものにして、法律を利用するものといふべからず。唯法定の方法に據り、不正不義の横行を豫防することを力むべし。此の如きは眞に法律を利用するものにして、法律を設けられたる精神に適ふものなり。

法官を尊敬すべき理由如何

法律を利用すとは如何なることをいふか

法律と道德との關係を說け

第二十二課　國家に對する本務　其一

服從

團體の各成員が、共同の目的の爲に團體に服從し、其安寧秩序を計る本務あることは前に之を述べたり。蓋し團體已に形成せらるれば、各個人の安寧

幸福は全く團體の繁榮と共に消長するものなればなり。故に自己の幸福の爲にも、又他の團體員の幸福の爲にも、必ず團體の秩序を重んぜざるべからざるなり。特に國家は、諸種の團體の中にて其組織最も完全にして、其結合も亦鞏固なるものなれば、國家が國民に對して服從を要求することも、他の團體に比すれば更に大なりとす。蓋し組織鞏固ならざる團體に於ては、多少不秩序を來すものあるも、元來聚散離合を爲すに容易なるを以て、敢て甚しく團體の成立を危くすることなし。然るに國家の如き團體に於ては、其機關精巧なるを以て、若し不秩序を許すときは、之が爲に危險を招くこと頗る大なり。是れ精巧緻密なる機械は、單簡粗雜なるものに比すれば、却て障碍を蒙り易きと一般なりとす。是を以て國家は種々の方法を設けて、國家に服從せざるものに制裁を加へ、各機關の障碍を招かざらんことを力むるなり。

國家の法律命令の如きものは、時に或は若干の人に不利を感ぜしむることなきにあらず、又時として眞に一般に不便なるものなきにもあらざるな

り。蓋し吾人の社會は未だ完全の域に到達したるものにあらずして、日に駸々乎として進歩しつつあるものなれば、今日適當なる法律も、明日に至れば其用を失ふが如きことなきにあらざるなり。故に國家の立法に參與する人は、能く事情を洞察し、國家の進歩と共に法律規則の改良を計らざるべからず。此くの如く法律は常に改良進歩を要する性質のものなれども、其未だ改正せられざる間は。多少の不便ありとも、必ず之に從はざるべからず。若し若干の人に不便なり、又は一般に不利なりとの理由を以て、現行の法令に從はざることあらば、これ法律全部を危くするものにして、國家の權威を害し、國民の統一を破壞するものといはざるべからず。

服從ノ本務

國家の法律命令に服從する本務は、通常の團體の規約を遵守する本務に比すれば一層重大なるものなることを思はざるべからず。團體の規約に從ふは信義の本務なりと雖も、國家なる團體は吾人の自ら創設する所にあらず、人は皆生まれながらにして國家に從屬するものなれば、之に服從する

本務は出生と同時に既に業に存在するものなり。且つ國家に服從することは他の一般の契約の如く交換的の性質を有するものにもあらず。若し一般の契約と同種のものならば、國家が國民に不便なる法律を制定せし時は、必ずしも之に服從するを要せざるなり。然れども服從の本務は人の生まれながらにして負ふ所の本務なれば、之に對しては自己の利害得失は其第一に問はるべき問題にあらざるなり。

然りと雖も法律に服從すとは、之に盲從する謂にあらず吾人は言論の自由を有し、少數者の意見を發表する權利をも國家より附與せられたり。故に法律の許容する範圍內に於ては、政治を批評し、意見を陳述し執政者の注意を促すことを得。是れ服從とは全く別問題なればなり。而して批評と服從とは劃然之を區別して、混同せざらんことを欲す。若し此兩者を混同するときは、其弊害頗る恐るべきものあればなり。

服從の本務は國家組織に於て最も必要なる所以如何

服從の本務は吾人の生まれながら有する本務なることを述べよ

國家の法令と通常の契約との差別如何

學生にして政治を批評するは可なりや若し惡しとせば何によりて然るか

第二十三課　國家に對する本務　其二

納稅

國家の機關を運轉し、其活動を完からしめんには、

國家ノ費用

巨多の費用を要す。立法の爲に議員を召集し、議會を開き、行政官を置きて政治を行ひ、司法官を任命して法律の適用を行はしめ、且つ又陸海の軍人を養ひ、武器船艦を造り、以て國家の防禦、國權の伸暢を計る等の如き、總て少からざる出費を要す。現に我國一箇年間に要する費用は、二億餘圓なり。此の如き費用に充つる金員は、國民の納稅によらずして他に之を求むるの道なし。されば凡そ國として人民の租稅を要せざるものはあらざるなり。夫れ國家は國民の共同によりて成立するものなれば、

租稅ハ報酬ニアラズ

之を維持するが爲に、國民が其費用を負擔すべきは、固より覩易き道理なり。世、或は納稅を以て國家の保護に對する報酬の如く思惟する者あれども、是れ適當なる見解には非ざるなり。父子兄弟相集まりて一家を成す場合には、必ず互に得たる所を出だして以て一家を維持すべし。而も之を以て家庭に對する報酬と思惟するものあらんや。人民の租稅を納むるも亦此の如し。要は國家の成員相協力して國家を維持するに外ならざるなり。唯一家と趣を異にする所は、其範圍廣く住民夥多なるが故に、豫め其費額を定めて之を徵收するにあるのみ。政府は一年間に支出すべき金額を豫測し、之を徵收する方法を定めて議會に提案す、之を豫算といふ。議會は其案を審査して、正當と認むるときは之に協贊を與ふ。而して議會の決議を經たるものは、之を奏上して　陛下の御裁可を仰ぎ、然る後官吏に命じて之を徵收せしむるなり。

納稅ノ本務

納稅の本務も、亦服從の本務と同じく、國民たるものゝ生まれながらにして負ふ所の本務なり。帝國憲法第廿一條にも「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ

從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス」との明文あり。故に我等臣民は財產の多寡、及び職業の種類により、法律の定むる所に從ひて、相當の金員を政府に納めざるべからず。中央政府の手を經ざる府縣稅、市町村稅等も亦地方行政の機關を運轉するに必要なる金員なれば、各、分に應じて之を納むべきものなり。此の如く租稅を納むるは國民たるもの丶本務なれば、財產を隱匿し、收入を僞り、或は職業を隱蔽して納稅を免れ、或は政府の命令に背きて正當の屆出を怠る等は、皆國民たる本分を知らざるものといふべし。

租稅とは如何なるものをいふか

納稅の本務を怠ること若しくは納稅を免るゝことの罪惡なることを述べよ

第二十四課　國家に對する本務　其三

兵役

國家は其組織を維持し、安寧を保たんが爲には、立法、司法、行政の三大權の外に兵馬の權を有せざる

べからず。夫れ立法、司法、行政の三大作用は國家の統治權即ち主權の働にして、主權は國民全體を支配するものなり。故に國家組織は元來國民全體を統一し、之に背反するものを抑壓する權力を有することを豫想するものといふべし。若し國家に謀叛者ありて、其施政に反抗するも之を鎭壓すること能はざるか、若しくは他國と衝突を起しゝ時、之と戰つて正當の權利を伸暢すること能はずんば、假令他の機關齊備して缺くる所なきも、到底其成立を維持すること能はざるなり。故に何れの國家も、兵馬の備なきはなし。但、兵役に服するを以て特殊の人の義務となす國と、一般國民をして兵役に服せしむる國との差別あるのみ。

兵馬ノ備

我國上古ノ兵制

中古武家時代ノ兵制

維新後ノ兵制

我國に於ては、上古は國民皆兵の制度なりしが、中世武家の權力を執るに至りて、兵農自ら分れ、兵馬の事に從ふものは武士の任となり、德川氏の末まで此制度を維持したりき。然るに王政維新の後藩を廢し、武士の軍職を解きて、再び國民皆兵の制度を興し、兵馬の大權は　大元帥陛下の親しく統べさせ給ふ所となれり。帝國憲法第二十條に曰はく、

國民兵役

常備兵役

後備兵役

「帝國臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と。我國に生まれたる男子は、滿十七才より滿四十才に至るまでは、悉く兵役に従事する義務を有す。之を國民兵役といふ。陸軍に於ては滿二十才の壯丁を集めて徵兵檢査をなし、其檢査に合格しゝものゝ中より抽籤法により所要の人員を擧げて常備兵役に従事せしむ。常備兵役に當選せし者は現役に服し、所定の衛戍地に於て訓練を受け、滿三年の後豫備役に編入せられて歸鄉す。而して更に四年四箇月の後、常備兵役を免じて後備兵役に編入せられ、三年の後第一國民軍となる。其他、補充兵役、一年志願兵等の制度あり。海軍に於ても亦常後備の制あり、僅かに陸軍と其制度を異にするのみ。

右に述べし如く、我國の兵制は必任義務の制度にして、國民中の男子は必ず之に服すべきものなり。故に兵役の本務は、納税服従と同じく、國民の生來負ふ所の本務なり。然れども兵役は他の二本務と異なり、直接に服務するものは國民の一部にして、其多數は直接に之に關せざるものとす。是れ常備

兵の數に限あるを以てなり。故に現役に從事するは、國民全體に代りて兵役の務を盡すものにして、眞に國民の名譽なりとす。されば兵士は其責任を重んじ、名譽を尙び、國家の爲に盡瘁せざるべからず。又國民は兵役に從事する者を重んじ、之をして十分其任を盡さしめざるべからず。

國家に軍隊を要する所以如何
必任義務兵制と傭兵制との區別如何
我國兵制の變革を述べよ
軍人たるものゝ心掛くべきこと如何

第二十五課 國家に對する本務 其四

教育及び其他の本務

國家の秩序を重んじ、法律規則に遵ふの外、吾人は又國家將來の繁榮の爲に力を竭し、若しくは國家の不幸を來さんとすることを防止する等の本務あり。國家の繁榮を計らんが爲には、公益を興し、世務を開くの必要あり。又國家の不幸を防止せんが爲には、吾人は廣く宇内の大勢に鑑み、古今の興廢

を知り、明晰正確なる意見を有せざるべからず。固より此等の本務は、之を一般國民に强ふべきにあらざれども、又其若干を分擔せしむることを得ざるにあらず。

此等の本務を遂行する根本は教育なり。教育は人の天賦の才能を研き、人性の發達を計るものなれば、國民をして其本分を盡さしめ、國家繁榮の基を開かんには、必ず之によらざるべからず。又各個人が高尚なる見識と正當なる意見とを有せんことは、教育によらずして他に之を求むべからずされば國民たる者は皆自己を教育すべく、又其子弟を教育せざるべからざるなり。父兄が其子弟を教育し、之をして一國民たるに恥ぢざる生活の道を與ふるは、父兄たるものゝ自然の人情として一般に希望する所なれば、敢て之を强ふる必要なきに似たれども、國家全體の上より見れば、之を父兄に放任するは猶不可なるものあり。故に國家は初等の普通教育を以て國民の義務教育と爲し、一般人民をして之を勵行せしむ。固より高尚なる教育の普及は國家繁榮の爲に望む所なれども、人には貴賤

父兄ノ本務

貧富の差別ありて、何人も皆中等以上の教育を其子弟に與ふることは得て望むべからざるなり。是れ國家が一般社會の情況に由りて義務教育の年限を定めし所以なり。故に父兄たるものは少くも此教育をその子弟に與へざるべからず、是れ國民としての本務なり。

學問ノ應用

自ら自己を教育し、子弟に教育を與ふるの本務なること此の如し。然れども若し此教育によりて發達せし智識才能を應用して國家の公益を計ることなくんば、教育は何等の効用をもなさゞるものといふべし。故に吾人は進みて公益を興し、國家有用の事業に從ひ、或は國產を改良し、或は工業を發達せしめて國家の富を增殖し、或は教育に從事して善良なる國民を養成し、或は官職を奉じて國家の善政を致す等、各其適する所に從つて實務に從事し、國家全體の幸福を增進することを計るべし」。

以上述ぶる所は、國民たるものが日常務むべき本務の梗概なり。若し此等の本務を遂行し、以上述べ來りし所の精神を以て事に從はゞ冀はくは國民の本分を盡すことを得ん。此等の外、尚ほ吾人の一

國家ノ不利ヲ防止シ罪惡ニ抵抗スル本務

言注意せざるべからざる本務あり。即ち國家の不利を來さんとするを防止し、罪惡に抵抗する本務是れなり。此本務を遂行する場合は平常に於て甚だ稀なるが如く、而して實は吾人の豫想以外に多きものなるを注意せざるべからず。若し國家にして其進路を誤り、或は正義を失はんとするが如き事あらば、國民は不撓の勇氣を以て之を諫爭し、其危勢を挽回せんことを要す。蓋し現今の制度にては國家が斯かる禍機を蹈むことは甚だ少し。其他國民擧つて一事件の爲に狂奔する場合の如き、動もすれば則中道を外るゝことあり。斯かる場合に際し、其非行を國民に忠告するは頗る困難なる事なれども、是れ實に有識者の爲さゞるを得ざる本務なり。勿論此本務を遂行することゝ、上來述べ來りし本務を遂行することゝは、決して衝突するものにあらず。是れ前に服從の條下に述べし所なり。

自己を教育し子弟に教育を與ふるは國家に對する本務なることを述べよ

義務教育の定められし理由如何

國民皆狂奔して中道を外れんとするとき公平なる

意見を有するものは如何に動作すべきや

右の本務と服從の本務との衝突せざる理由を說け

第三　國際の道義

第二十六課　國家と他の國家との關係

國家ハ一家ノ如シ

國家は猶一家の如し。一家には家長あり、家風あり、財產あり、名譽あり、而して又一家の權利あり。一國に主權者あり、國體あり、國土あり、名譽あり、權利あるは、之と異なるなし。故に一家族と他の家族との交際に於ける關係は、直ちに之を國際間の關係に移して考ふることを得べし。

然れども古へ交通の不便なる時代にありては、人類の交際は自ら一國內に限られ、廣く他國との交際開けざりしを以て、個人間の道德は早く發達せしかども、國際間の道德は近世に至るまで猶十分發達する所なかりしなり。特に我國の如きは、東洋の一隅に位し四面環海の國なれば、近き支那朝鮮との外、世界の列國と交通するに至りしは僅々數十年來の事なり。支那朝鮮との交通も、航海の便不

古代ニ於ケル列國交通ノ有樣

十分なりし時には、僅かに我國西部の一地方に限られ、彼我の商賈及び僧侶等の往復のみにして、國使の往來の如きは稀に且つ形式的に止まりき。

此の如く交通不便の時代にありては何れの國に於ても皆自國を尊びて、外國を輕侮し、外國人を夷狄と呼びて、之を冷遇する弊ありしが、世の文明に進むに從ひて、交通の道開け、互に相識る事深くなるに及び、國體、風俗、習慣、言語等の相違あるも人情の相通ずるものあるを知り、各、他國の親愛すべきことを認め、互に對等の團體として交はるに至れり。特に西洋各國に於ては、宗教上の感化によりて人類を同胞視する觀念發達せるゆゑ、大にその交際を容易ならしめたるが如し。

現今ノ有樣

過去に於ける發達は之を歴史に讓りて茲に詳説せず。現今に於ては列國皆和親し、互に條約を交換し、代表者を派遣して交際の道を盡し、互に通商を勵まして物産を交換し、學術技藝等百般の事、互に其長を傳へて各、自國の幸福を增進するに至れり。故に列國間の交際は日を追ひて親密となり、地球上の人民は皆同胞たる考を抱き、互に相提携する

和親

氣運に際會せり。然れども又一方に於ては、他國の事情を知悉するに從ひ、國家的觀念の發達を促し、列國互に其繁榮を競ふに至れるは、蓋し必然の勢なり。現今地球上に國を成す者は、皆其國權の伸暢と、國富の增進とを計り、互に相凌駕せんことを欲せざるはなし。但し其競爭の方法、漸次平和的に傾き、武力に訴ふること少し。然れども是れ一は通商貿易上戰鬪の不利なると、一は或一國が武力によりて疆土を擴張すれば、勢他の國家の獨立を危くするが爲に、互に相掣肘するによるものなれば、未だ全く平和的競爭に任じて武備を解くこと能はざるなり。蓋し列國間の道德は相互の契約によりて保たるゝものにして、兩者の上に强壓を加ふるものなきが故に、一旦利害の衝突起れば、黑白を干戈の上に爭ふ外なければなり。故に平常無事の日には、互に禮讓を重んじて交際すべきも、一旦事有らば、武力に訴へて國權を擁護する覺悟なかるべからず。是れ多少家族の交際と國家の交際との異なる所なり。

古代交通不便の時代に於て國際の思想は如何なり

しか

現今に於ける各國交際の有樣如何

第二十七課　和親

公使

他の國家を輕蔑し互に相敵視せしは過去の事に屬し、今日に於ては各國相親和し、互に條約を交換して通商貿易の規程を定め、公使を派遣して相互の交際を便にするに至れり。公使は親しく主權者の命を受けて外國に赴き、其國の主權者に謁して

國書を捧呈し、公使館に住し、自國を代表して萬般の交渉に任ず。又自國の居留民多き地には必ず領事館を置き、領事を派遣して爰に住せしめ、以て自國民を管理し、其權利を保護し、居留民を代表して外國の當事者と交渉せしめ、且つ其地の狀況を視察して之を自國の政府に報告せしむ。又條約國の人民は旅行規則によりて自國の許可を得れば、各國の內地に旅行し、所定の地に住して業務に從事することを得。此の如く各國皆其門戶を開放し、外國人の來住を拒まざるを以て、甲國の物產は乙丙

の國に販路を得、乙丙の國の貨物は甲國の內に輸入せられ、各國皆經濟上の便益を受くること甚だ多し。吾人が日常使用する物品にして、外國より輸入に待つもの日に月に多きを加ふるは現に皆人の目撃する所なり。故に若し一朝貿易の道杜絕する事あらば、人民の之が爲に不便を感ずるは勿論一國の經濟上に尠からざる影響を蒙ること炳として明かなり。此を以て、吾人は外國の政府と其人民とに對して相當の禮儀を致し、自國の人民に對すると同じく交際し、互に相助けて便益を享受す

べし。殊に公使は其派遣せられたる國家を代表するものなれば、之に對して無禮を加ふる等の事あるべからず。外國の公使を尊敬することは國際公法の規定する所にして、假令兩國の交誼破れ、干戈を交ふるに至るも、公使の退去を妨害すること能はず。又交戰國の臣民と雖も妄りに之を殺戮することを許さず。其國の公使退去する後は、他國の公使之に代りて其居留地を保護し、以て其安全を得しむるを常とす。

交戰ノ場合

外人ニ交ハル心得

外國の臣民に對し、禮を以て隔意なく交際するは

吾人の宜しく務むべき所なれども、之が爲に自國の權利を抛棄し、或は自國の長所を棄てゝ外人を模倣する等の事あるべからず。固より彼の長を取りて我の短を補ふは、國家の進歩に必要なりと雖も、徒らに彼に心醉して彼の嗜好に投ずる行を爲すが如きは、最も卑しむべき事なり。吾人は一方に於て遠來の客を勞し、其便を計るべしと雖も、又自己の特色を守り、その威嚴を墜さゞることに注意せざるべからざるなり。

各國間の交際によりて人民の感ずる便益の大なることを述べよ

交際の間に和親を重んずべき理由如何

外人に交はるときの心掛如何

第二十八課　通商

前に述べし如く、今日に於ては吾人の交際は一國内に限らるゝことなく、商業の如きは廣く世界の市場に行はれ、一國内に産する物産は其顧客を全地球上に求むるに至れり。現に我國に産する生絲

の如きは、歐米各國に輸出せられて衣服等となり英國の毛織物、鐵材、米露の石油、南洋の砂糖等は最も多く我國に輸入せられて吾人日常の用に供せらる。故に通商貿易は一國の富を增加するに必要なる事なれば、之に關する事項を知らざるべからず。

通商の上に於て特に重んずべきものは信用なり。信用行はれざるときは假令幾何の貨物を生產するも其販路を得ず、空しく國內に堆積して不用に屬するのみならず、之が爲に經濟上の恐慌を起し、國家の衰弱を來すに至る。新開國の商人は、外人と通商の日淺きを以て、鎖國時代の弊習未だ全く去らず、往々不正の物品を輸出して國產の名聲を墜し、自國の信用を損することあり。夫れ商業上信用の重んずべき事は已に屢〻之を述べたり。目前の小利を逐ひて信用を失ふの不得策なるは何人も之を知るべし。且つ一國內に於ては、一人の不德は其人若しくは二三の同業者に害を蒙らしむるに止まれども、外國貿易に至りては、其損害決して一小部分に止まらず、延いて一國の名譽を損し、一國の

信用を失ひ、國家全體の不利益を來す。故に外國貿易に從事するものは、最も能く此點に注意し、國家公衆の爲に愼む所なかるべからず。

商業ノ權力

通商上次に注意すべきは商業上の權力なり。若し外人の爲に其權力を掌握せらるゝときは、利益の大部は之を失ふものなり。固より商權を握るには資本の豐富と商業上の熟練とを要するものなれば、一朝一夕に左右し得ることにあらざれども、漸次之を我手に掌握することを勉めざるべからず。我國の物產を外人の手によりて外國に輸出し、外國の貨物は又外人の手を假りて我國に輸入する如くならば、外國貿易の發達は得て望むべからざるなり。彼の物品は彼の手によりて輸入するは必ずしも不可なしと雖も、我物品は我手によりて外國の市場に出ださゞるべからず。現に我國の物品を甲國の商人の手によりて乙國に輸出するが如きは、我國の商業の最も幼稚なるを證明して餘あるものなり。

尙ほ通商上我國人の大に注意を要すべきものあり。是れ商賈及び國人一般、特に工業に從事するも

輸出品

の、輕々看過すべからざる事なり。即ち輸出品の種類是れなり。現今に於て我國より輸出するものは、生絲、茶、米等に止まり、其他に殆んど重要なる輸出品なきは、我國將來の爲に寒心せざるを得ざるなり。殊に生絲の如きは外國に於て加工し、再び輸入せらるゝもの少なからず。加之、此等の輸出品は多くは天候によりて其產出に豐凶あるものにして、且つ彼に取りては一の奢侈品たるに過ぎざるのみ。國家貿易の基礎を此等の物產の上に置くは、最も危險なるものといはざるべからず。故に我國人は工業を奬勵し、農業を勵み、有用にして確實なる物品を產出し、世界の商業界に雄飛する覺悟なかるべからざるなり。又近年に於て輸入の輸出に超過するは事實にして、若し永く此狀態に止まらば國家財政の上に著しき損害を蒙むること明かなり。是れ貿易の盛なると同時に、國民一般に奢侈に流れたるに基因するものなれば、國民は宜しく勤儉を旨とし、商工業家は相提携して一方に輸出を超過せしむると同時に、輸入品に代るものを製出して貿易の大勢を挽回することを企圖せざる

べからざるなり。

外國貿易に於ては殊に信用の重んずべきことを述べよ

商權の擴張を要する所以如何

輸出品の種類につきて注意すべき事如何

第二十九課　戰爭

各國の競爭は漸次平和的となり、商業工藝等の發達に於ては各相競ひて他を凌駕せんとするも妄りに他の國家を侵して其領土を占領し、財寶を掠奪する等の事は殆んど之なきに至れり。殊に各國の交際親密となるに從ひ、一部に戰亂起ることあれば、他の諸國も亦間接の損害を免れざるを以て、國際間の紛議起ることあるも、他の無關係の國家の仲裁を受け、其裁判によりて事件の落着をなすは現今文明國の間に常に見る所なり。然れども此事たる半ば相互の利害と、權力平衡の關係より起り、眞に道德的觀念を主とするにあらざるを以て、未だ地球上より戰爭を排除すること能はざるな

戰爭ハ未ダ全ク除

クコトヲ得ズ

り。是れ現に吾人の目撃する所なりとす。

斯の如く、現今に於て戰爭は時として避くべからざる事なれども、戰爭に關する思想は大に昔日と異なるものあり。戰闘に際して殘酷なる殺戮を行はざること、捕虜を虐待せざること、非戰闘員に損害を加へざること、戰闘員と雖も、武器を棄てたるもの、若しくは負傷せるものを好遇すべきこと、直接に戰闘の用に供すべきものゝ外は拿捕すべからざること等は、萬國一般に同意する所なり。殊に萬國赤十字同盟の如きは、彼我の負傷者を同視し、之を救護するを目的とするものにして、赤十字の旗章の下に立つ衛生隊、病院、及び赤十字の徽章を付するものは、戰闘間に於て局外中立の地位を保つものとして承認せらるゝなり。是れ蓋し戰爭は國家と國家との爭にして、個人と個人との爭にあらざること、及び戰爭は止むを得ずして起るものなれば、全く之を避くることを得ざるも、之が爲に無益の損害と苦痛とを人民に與ふるを避くべしとの思想世界一般に行はるゝによりてなり。

條約國の間に紛議生ずるときは、先づ公使若しく

國際談判

仲裁々判

は特別の使節をして樽俎の間に國際談判を開かしめ、賠償謝罪等を要求せしむ。彼れ若し之に應ぜずして理由を陳述し、互に相下らざるときは、彼我の合意によりて條約國中の一を選み、兩者の理由を具して公平の裁決を依頼す。之を仲裁々判といふ。彼れ若し仲裁々判を依頼することを承諾せざるか、或は其裁判に服從せざることあらば、此に於て始めて國際談判の不調となり、和親條約の破毀となり、彼我の公使は公使館に掲ぐる自國の國旗を撤去して其任國を去る。本國は之と同時に宣戰

宣戰布告

の布告をなし、戰端を開くに至りし理由を公示し、且つ他の條約國に通知す。而して兩國は互に兵を出だして干戈を交へ、勝敗決するに至らざれば止まざるなり。故に戰爭を開くに至るまでには相當の順序あり、且つ開戰すべき正當の理由なかるべからず。夫れ兵は兇器なり、戰は不祥なり。國權を擁護し國家の名譽を維持せんが爲には、敢て之を避くべきにあらずと雖も、決して濫りに用ゐるべきものにあらず。若し他國の領土を侵略し、財物を掠奪せんとするが如き目的を以てし、若しくは相當

局外中立

の順序を經ずして開戰することあらば、無名の師を起して世界の平和を紊すものなれば、必ず列國の制裁を受けざるべからざるなり。

又交戰國以外の國家は不偏不黨の態度を取り、局外中立を宣言して交戰國に通牒し、且つ之を自國民に公示し、公法の定むる所に從ひ、戰鬪の用に供する物品、卽ち戰時禁制品を交戰國に輸送することを禁止す。是れ列國交際上互に規定する所の通則なり。

戰爭の今日に於て避くべからざる理由如何

赤十字條約の大要を說け

戰鬪間の道德如何

戰爭を開くに至るまでの手續如何

理由なくして戰を開くは果して正當なるか

第三十課　歸結

先きに教育に關する勅語を捧讀し、聖旨のある所を拜察して其大要を述べ、更に進みて聖勅の御趣意に基づき帝國臣民たるもの、日常躬行すべき

實踐道德の大體を講究し、今や其終に達せり。吾人々類は高等なる精神作用を有し之に從つて行動するものなれば、其行ふ所に關しては、必ず自己及び他人に對して責任を負はざるべからず。故に一擧手一投足も悉く道德上の問題たらざるはなし。

道德上ノ制裁

若し其行ふ所善ならば稱贊を受くべく、若し惡ならば非難を免るゝこと能はず。之を道德上の制裁といふ。而して道德上の制裁は明かに之を二に區分すべし。一は內心の制裁にして、一は外部の制裁なり。

內心ノ制裁

內心の制裁とは良心の滿足及び苦痛をいひ、

外部ノ制裁

外部の制裁とは他人の稱揚非難及び各種の賞罰をいふ。

自然ノ制裁

尙ほ此他に自然の制裁と名づくるものあり。即ち不道德を行ふ者が、身體及び精神上の損害を蒙り、道德を守るものが、健全なる身體と精神とを有するが如き是れなり。此等の三種の制裁は、必ず皆一致すべき性質のものなれども、人間社會の狀態は頗る複雜のものなれば、時に或は惡を爲して他人の非難を蒙らざるものあり、又善を爲すも身體の不健康を來すを避け得ざるが如き事なきにあらず。此に於てか、一般の道德心弱きものは、自

己の責任を忘却し、良心の働を鈍くし、罪惡を行つて顧みざるもの有るに至る。然れども能く之を考ふるに、吾人の行爲と制裁とは元來別種のものに屬し、責任を盡すべき所以は決して其結果の幸不幸によりて增減するものにはあらず。故に聖人も「道は須臾も離るべからず、離るべきは道にあらざるなり」といへり。實に道は吾人の必ず踐まざるべからざる所、道を離るれば人にして人にあらざるなり。吾人は利害を思はず、世俗に惑はず、自ら守るべき所を守り、人たるの本分を盡すことを心に銘すべきなり。

我國の道德は忠孝を以て基となす。親に對して孝に君に對して忠ならんと欲せば、百般の道德之に從つて行はる。是れ吾人の祖先以來遵守し來りし所にして、萬古不易の眞理なり。而して忠といひ孝といふも、其本を尋ぬれば一の誠意のみ。誠意以て君に奉ずれば忠となり、以て親に仕ふれば孝となる。其他凡て此の如し。故に明治十五年に軍人に給はりし勅語にも、五箇條の諭示を給ひ、更に此五箇條は軍人の精神にして五箇條の精神は誠心なり

と宣はせ給へり。吾人は誠意を以て第一とし、其發する所自ら道に適ふを尊ぶべし。然れども道徳上の徳行は其類甚だ多きを以て、能く之を知らざれば、假令誠意あるも常に道徳に戻らずといふことを得ず。孔子は大聖なり、而も七十にして初めて心の欲する所に從つて則を超えずといへり。況んや吾人修養未だ足らざるものに於てをや。是れ、上來道徳上の諸行爲を講じ來りし所以なり。されば、道徳上の教訓は、誠意を行ひて過なからしめんが爲に之を示すものにして、單に智識を與ふるを目的とするものにあらず。若し之を知るに止まらしめば、寧ろ初より學ばざるの勝れるに加かざるなり。夫れ知らずして不徳を行ふ者は其罪恕すべし、知つて而して不徳を行ふものは其責決して免すべからず。道徳上知と行との相伴はざるべからざるは、何人も之を首肯すべし。陽明が知行合一を説き、朱子が知至つて行修まると論じ、ソークラテースが知を啓くは徳に到るにありといへりしが如き、其他東西の學者が道徳上精神と實行との重んずべきを論じて止まざる、皆之によりてなり。

實踐徳行の事難しといはゞ天下恐らくは之に過ぐるものあらざるべし。然れどもまた其平易直截なる點を見れば、恐らくは三尺の童子と雖も其守るべき道を解せざるはなからん。故に道は難きにあらず、道に到ること難きなり。聖人曰はく道は邇きにあり之を遠きに需むと。道は吾人の心中にあり、邇きにあらずして何ぞ、然るに天下の人、道を講ずるを以て高遠及び難き事となし、自暴自棄徒らに物慾に從ひ、其奴隷となりて毫も顧みず、豈悲しからずや。道徳の要は精神を修め之を實行に顯すにあり、道に志すもの須く此理を辨へ、造次顚沛にも必ず之を忘るべからず。今日小善を棄てゝ明日大善を爲さん、今年惡を行つて明年大功を樹てんといふが如きは、道の道たる所以を解せざるものなり。

道徳と制裁との關係如何

道とは何ぞ

道徳につきて所感を述べよ

中學

修身教科書卷四終

明治三十四年四月廿七日印刷
明治三十四年四月三十日發行
明治三十四年十二月廿三日訂正印刷
明治三十四年十二月廿六日再版發行
明治三十五年一月十九日訂正印刷
明治三十五年一月廿二日三版發行

中學修身教科書定價
卷一金三拾錢　卷二金卅五錢
卷三金四拾五錢　卷四金五拾錢
卷五金四拾錢

校閲者　中島力造
編著者　山邊知春
發行兼印刷者　東京市京橋區銀座壹丁目廿二番地
大日本圖書株式會社
右代表者　專務取締役　宮川保全

不許複製

發賣所
東京市京橋區銀座壹丁目廿二番地
大日本圖書株式會社
大阪市東區北久太郎町四丁目十七番屋敷
同支社
各府縣下
特約販賣所